

第 18 号議案

東大和市道路の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 22 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市道路の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例

東大和市道路の構造の技術的基準に関する条例（平成25年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第5項中「の車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第6条第2項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第8条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い道路（自転車道を設ける道路を除く。）

には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路（いずれも自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合は、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第9条第1項中「多い道路」の次に「（第3級及び第4級の交通量が多い道路を除く。次項において同じ。）で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」を加え、同条第2項中「歩行者の交通量が多い道路」の次に「で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」を加える。

第10条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第11条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第39条第1項及び第2項中「第8条」の次に「、第8条の2第3項」を加える。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の道路については、改正後の第8条の2並びに第9条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。